

食育活動の全国展開事業委託費（拡充）

【54（60）百万円】

対策のポイント

食育推進全国大会等を行い、食育の全国展開を図ります。また、国民のニーズや特性を分析し、食育推進方策の検討を行います。

<背景／課題>

- ・近年の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが重要です。
- ・平成28年4月に、食育推進事務が内閣府から農林水産省へ移管され、農林水産省が関係府省と連携しながら食育の全国展開を図っていく必要があります。
- ・第3次食育推進基本計画においては、食育に関心を持っている国民を平成32年度までに90%以上を目指す等の目標を設定するとともに、「国は、国民のニーズや特性を分析、把握した上で、それぞれの対象者に合わせて具体的な推進方策を検討し、適切な情報を提供する。」とされており、対象者に合わせた食育を推進していくことが求められています。

政策目標

食育に関心を持っている国民の割合の向上

（75%（平成27年度）→90%以上（平成32年度））

<内容>

1. 事業内容

食育推進全国大会や食育活動表彰等を行い、食育の全国展開を図ります。また、第3次食育推進基本計画に基づき、国民のニーズや特性を調査・分析し、普及のためのセミナーを行うとともに、より実践的な食育推進方策の検討を行います。

2. 委託先

民間団体等

3. 事業実施期間

平成25年度～32年度

[お問い合わせ先：消費・安全局消費者行政・食育課（03-6744-1971）]

食育活動の全国展開

- 近年の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが重要。
- 平成28年4月に、食育推進業務が内閣府から農林水産省に移管。農林水産省が関係府省と連携しながら食育を全国展開。



食育推進全国大会

- ・国民の食育に対する理解を深めるため、毎年6月の「食育月間」に、地方公共団体との共催により、食育推進全国大会を開催



食育活動表彰

- ・教育活動、農林漁業等の活動を通じて食育を推進する優れた取組を表彰
- ・地域で様々な食育活動を行っている方々の参考として活用



より実践的な食育推進方策の検討

- ・若者は、朝食の欠食率が高く、栄養バランスがとれていないなど、各世代ごとに課題が存在
- ・対象者に合わせた食育推進を検討

食育に関する調査等の実施

- ・意識調査、事例収集・分析などを実施し、科学的知見に基づく情報提供

若い世代の課題(例):

朝食をほとんど毎日食べる者の割合は、20歳代が最も低く、20～30歳代の約2割が朝食を欠食^{*1}。
栄養バランスに配慮した食生活をほぼ毎日実践している者の割合は、20歳代が最も低く、約3割^{*1}。
20歳代の女性は、やせの者(BMI<18.5kg/m²)の割合が約2割^{*2}。

中高年の課題(例):

30～50歳代の男性は、肥満者(BMI≥25kg/m²)の割合が3割超^{*2}。

高齢者の課題(例):

低栄養傾向(BMI≤20kg/m²)の高齢者の割合は約2割^{*2}。

*1 平成28年度食育に関する意識調査(農林水産省) *2 平成27年度国民健康・栄養調査(厚生労働省)

食料産業・6次産業化交付金

【1,678（一）百万円】

対策のポイント

6次産業化に係る市場規模の拡大に向けて、関連事業（加工・直売、バイオマス、食育等）を都道府県向けの交付金として集約・再編し、地域内に雇用を生み出す取組や施設整備を支援します。

<背景／課題>

- ・6次産業化に係る市場規模を拡大するとともに、これに伴う付加価値のより多くの部分を農村地域に帰属させるため、地域内に雇用を生み出す取組や施設整備を支援する必要があります。
- ・また、都道府県の実態に応じて、柔軟にメニューの活用が可能となるような仕組みとすることが必要です。

政策目標

- 6次産業化の市場規模の拡大
(5.5兆円（平成27年度）→10兆円（平成32年度）)
- 6次産業化のうち、加工・直売分野における市場規模の拡大
(2.1兆円（平成27年度）→3.2兆円（平成32年度）)
- 第3次食育推進基本計画の目標の達成
- バイオマス産業都市における新産業を400億円規模まで拡大（平成37年）

<主な内容>

各都道府県の実態に応じて、柔軟にメニューの活用が可能となるよう、関連事業（6次産業化ネットワーク活動交付金、地域の魅力再発見食育推進事業、地域バイオマス利活用推進事業）を集約・再編して新たな交付金を創設し、次の取組を支援します。

- (1) 加工・直売の取組への支援
- (2) 地域での食育の推進
- (3) バイオマス利活用への支援
- (4) 営農型太陽光発電の高収益農業の実証

交付率：都道府県へは定額
(事業実施主体へは1／2以内、1／3以内、3／10以内)
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等

お問い合わせ先：

- (1) の事業
食料産業局産業連携課 (03-6738-6473)
- (2) の事業
食料産業局食文化・市場開拓課 (03-3502-5723)
- (3) 及び(4) の事業
食料産業局バイオマス循環資源課 (03-6738-6477)

第3次食育推進基本計画に掲げられた目標のうち、食文化の継承等当省関連の目標達成に向けて、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を重点的かつ効率的に推進

背景と課題

第3次食育推進基本計画 の決定(平成28年3月)

<重点課題>

- ・多様な暮らしに対応した食育の推進
- ・食の循環や環境を意識した食育の推進
- ・食文化の継承に向けた食育の推進 等

<目標(H32)>

- ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす
- ・地域で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ・農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ・食育を推進するボランティアの数を増やす
- ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす

食育推進の総合調整機能が
内閣府から農林水産省へ移
管(平成28年4月)

第3次計画の目標達成に向けた 地域における総合的な食育活動を支援

○目的

第3次食育推進基本計画の目標のうち、食文化の継承等当省関連の目標達成に向け、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を支援

○支援内容

- ・地域食文化の継承
- ・和食給食の普及
- ・共食機会の提供
- ・農林漁業体験機会の提供
- ・食育を推進するリーダーの育成
- ・日本型食生活の推進
- ・食品ロスの削減



○交付率: 事業実施主体へ
1/2以内

○交付先: 都道府県

○事業実施主体: 都道府県、市町村、民間団体等

食文化や食生活の改善等に対する意識の向上、地場産食材の活用割合の増加 等

第3次食育推進基本計画の目標達成(32年度)を目指す

食料産業・6次産業化交付金のうち「加工・直売」 【平成30年度予算概算決定額 1,678百万円の内数(1,909百万円)】

地域における推進体制整備・戦略策定

各地域で6次産業化の取組を戦略的に進めるため、都道府県及び市町村段階に、行政、農林漁業、商工、金融等の関係機関で構成する6次産業化・地産地消推進協議会を設置し、6次産業化等に関する戦略を策定(更新)する取組や戦略に関する交流会の開催の取組を支援します。

〔 交付率:定額 〕



(戦略会議の開催)

市町村の推進体制

市町村6次産業化・地産地消推進協議会

(構成メンバー)

市町村、農林漁業団体、担い手農林漁業者、商工団体、金融機関、試験研究機関など

(注)構成メンバーは地域の実情に応じて選定しても構いません。例えば、地域農業再生協議会をベースにすることも一つの手法です。



市町村の6次産業化等に関する戦略(市町村戦略)の策定

「市町村戦略」とは、市町村の農林水産業及び6次産業化等の現状・課題、農林水産物等の加工・直売、輸出、学校給食等の施設給食、医福食農連携、再生可能エネルギーなど地域の実情に応じた分野をターゲットとした6次産業化等の取組方針、今後(5年後程度)の売上等の目標等を定めるものです。

6次産業化に取り組む人材育成

都道府県又は市町村が、経営感覚を持って6次産業化の事業に取り組める人材を育成するため、経営、マーケティング、資金調達などに必要な知見を得るための講義を行うとともに、6次産業化事業体等へのインターンシップ研修を併せて実施する取組を支援します。

〔 交付率:定額 〕



商談会等開催支援

複数の都道府県が連携し、6次産業化の取組により開発された新商品の販売先を探している農林漁業者と流通業者等のマッチングの機会を作る商談会の開催の取組を支援します。

〔 交付率:定額 〕



農林漁業者等が主体となって、食品事業者等多様な事業者とネットワークを構築して実施する**加工適性のある作物の導入、新商品開発、販路開拓、加工・販売施設等の整備**等を支援します。

また、市町村戦略に沿って、地域資源を活用した新商品の開発等を進める**地域ぐるみの6次産業化の取組**を支援します。

生産基盤の確立

加工適性のある作物を導入したい。



加工適性のある作物の導入

- ・新商品開発に向けて、**加工適性のある作物を導入**する際の**技術講習会受講や試験栽培の実施**などの取組を支援します。

[交付率: 1/3以内。市町村戦略に基づく取組は1/2以内。]



現地で栽培技術に関する指導

新商品の開発

新商品開発に取り組みたい。



- ・新商品の開発に必要な**試作やパッケージデザインの開発、成分分析検査、新商品を開発するための加工機械等のリース**などの取組を支援します。

[交付率: 1/3以内。市町村戦略に基づく取組は1/2以内。]



(地域の希少品種小麦を活用したパンの新商品開発)

地域ぐるみの取組

- ・直売所の売上げの向上に向け、**インバウンド等需要向けの新商品の開発、消費者評価会の開催、直売所と観光事業者等とのツアー等の企画、集出荷システムの構築**などの取組を支援します。
- ・学校・病院・福祉施設等において提供される給食に地場産農林水産物等を利用した**新たなメニュー・加工品の開発や学校給食における新メニューの導入実証**などの取組を支援します。
- ・市町村区域の食品事業者、介護関係者等が連携して地場産農林水産物等を活用した**スマイルケア食(新しい介護食品)の開発や配食サービスの実証**などの取組を支援します。

注)「新商品」とは、
① 商品そのものが新しい
② 原料が新しい
③ 製法が新しい
のいずれかを満たせば該当します。

販路開拓

販路開拓に取り組みたい。



- ・新商品の消費者評価を行うために必要な**試食会等評価会の開催、商談会等への出展**などの取組を支援します。

[交付率: 1/3以内。市町村戦略に基づく取組は1/2以内。]



施設の整備

事業を本格的に展開したいので、加工施設等の整備や資金の調達をしたい。



- ・6次産業化等の事業展開に必要な農林水産物の**加工・販売施設等の整備**を支援します。

[交付率: 3/10以内(中山間地(農業)は1/2以内)。
(市町村戦略に基づく取組は1/2以内)。]



- ・農林漁業者等が主体となって、**流通・加工業者等と連携して行う6次産業化の事業活動**に対して**出資等**により支援します。
(農林漁業成長産業化ファンド)

事業の発展段階に応じて、6次産業化プランナーを派遣(6次産業化サポート事業)



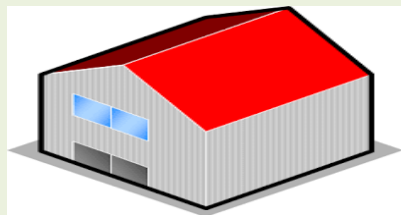
6次産業化の準備・着手

事業展開

加工・販売施設等の整備の支援

六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者等が、制度資金等の融資を活用して行う取組が対象です。

支援対象施設等の例



(加工施設)



(加工機械)



(農産物直売所)

※6次産業化の取組に必要となる生産施設(ハウス、収穫機等の農業用機械・施設、育苗施設、養殖施設等)の整備も支援対象となります。

交付金の算定方法

交付率：3／10以内(中山間地(農業)、市町村戦略に基づく取組は1／2以内)

交付金上限額：1億円

※交付金額については以下①～③の一番低い額の範囲内とします。

- ①事業費 × 交付率
- ②融資額
- ③事業費－融資額－地方公共団体等による助成額

「算定例：交付率3／10以内の場合」

1億円の加工施設を、5,000万円の融資、1,000万円の地方公共団体等からの助成を受けて整備する場合、

- ①が3,000万円(1億円(事業費) × 3／10)
 - ②が5,000万円(融資額)
 - ③が4,000万円(1億円(事業費)－5,000万円(融資額)－1,000万円(助成額))
- となりますので、一番低い額の3,000万円が交付金の額となります。

国産農産物消費拡大事業

【400（521）百万円】

対策のポイント

国産農林水産物の消費拡大を図るため、和食文化の保護・継承や日本の食の魅力を消費者に広く普及する活動、地域の農産物等の機能性に着目した食による健康都市づくり等の取組を推進します。

<背景／課題>

- ・今後、本格的な人口減少社会が到来するとともに、消費者と食との関わり方が多様化する中で、食卓と農業生産現場の距離の拡大による食や農林水産業に対する国民の理解が希薄化することで、国産農林水産物の需要の減少が進むことが懸念されています。
- ・また、政府における食育推進に関する調整機能を担う農林水産省として、第3次食育推進基本計画に掲げられた「食文化の継承等に向けた食育」等の重点課題の解決に向けた取組を推進することが求められています。
- ・このため、和食文化の保護・継承を図るとともに、国産農林水産物の消費拡大の取組等を推進することが必要です。

政策目標

- 第3次食育推進基本計画の目標の達成
- フード・アクション・ニッポンを通じて「国産農林水産物を意識して購入するようになった」と回答する消費者の割合の増加
(4% (平成27年度) → 12% (平成30年度))

<主な内容>

1. 「和食」と地域食文化継承推進事業 54（60）百万円
ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」を国民全体で保護・継承するため、和食文化をテーマに次世代継承型の食育活動を推進するとともに、メディア等と連携して和食文化の魅力等を効果的に発信します。

（委託費
委託先：民間団体等）

2. 日本の食消費拡大国民運動推進事業 232（288）百万円
(1) 食の魅力発掘による消費拡大のための国民運動推進事業

224（277）百万円

生産者・食品関連事業者・団体、国が一体となって国産農林水産物の消費拡大を推進するため、日本の食の魅力を消費者に広く普及する活動や、国産農林水産物の利用を積極的に進める食品関連事業者等の取組を後押しするための表彰等を通じた情報発信を実施します。

（委託費
委託先：民間団体等）

(2) 地域の食の絆強化推進運動事業

8 (11) 百万円

学校給食等へ地場産食材を安定供給する取組をはじめとした地産地消を推進するためのコーディネーターの育成等を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

3. 健康な食生活を支える地域・産業づくり推進事業 114 (173) 百万円

(1) 機能性農産物等の食による健康都市づくり支援事業 63 (86) 百万円

機能性農産物等を活用して地域の食・食文化の健康ブランド化を推進するため、行政、生産者、食関連事業者、大学・研究機関（医学、栄養学等）及び消費者等で構成する地域協議会が行う機能性農産物等の調理手法開発支援や地域の健康データを活用した効果検証など「食による健康都市づくり」の取組を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：地方自治体・民間団体等で構成する地域協議会

(2) 食産業における機能性農産物活用促進事業

51 (87) 百万円

機能性農産物等の生産側・利用側を含めた食産業全体において、機能性農産物等の活用促進を図るため、生産者や中小企業等の機能性表示食品制度の利用促進につながる環境整備の取組等を支援します。

- ・制度を利用するために必要な知識・ノウハウ等に関する研修等の人材育成
- ・食習慣・健康データを活用した食生活改善ツールの開発
- ・機能性農産物の需要拡大を推進するため、大口の需要先となる外食・中食産業において、機能性農産物等を積極的に活用できる環境を整備

委託費、補助率：定額
委託先、事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：食料産業局食文化・市場開拓課 (03-6744-7185)]

- 今後、本格的な人口減少社会が到来するとともに、消費者と食との関わり方が多様化する中で、食卓と農業生産現場の距離の拡大による食や農林水産業に対する国民の理解が希薄化することで、国産農林水産物の需要の減少が進むことが懸念。
- このため、民間事業者・団体、消費者、国が一体となって国産農林水産物の魅力を広く発信すること等を通じて、消費者が日本の食の素晴らしさを再認識することにより、国産農林水産物の消費拡大を推進。

日本の食消費拡大国民運動推進事業

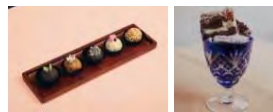
日本の食の魅力や生産者の努力や想いを消費者に直接伝える取組、食品事業者等が国産農林水産物の利用を積極的に進める取組を後押しするための表彰等を通じた情報発信を行うとともに、地産地消を推進するコーディネーターの育成・派遣等を支援。

食の魅力発掘による消費拡大のための国民運動推進事業(委託)

国産の消費拡大に向けた国民運動



体験等を通じて日本の食の魅力や生産者の努力や想いを消費者に直接伝える取組を実施



(参考)フード・アクション・ニッポンアワード2017
受賞製品の例

国産農林水産物の消費拡大につながる商品や地産地消の取組を表彰し、生産者の想いとともに地域産品を消費者に発信

- 食品関連業者等における国産農林水産物の利用促進
- 地産地消など国産農林水産物消費拡大の優良事例の横展開

地域の食の絆強化推進運動事業(補助)

学校給食等への地場産食材の利用拡大をはじめとした地産地消の取組を促進するコーディネーターの育成・派遣等を支援



(研修会の開催)



(専門人材の派遣)



第3次食育推進基本計画(平成28年3月食育推進会議決定)を踏まえ、ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」を次世代に継承していくため、食習慣を変えることに抵抗の少ないライフステージにある層を中心に、和食文化の普及活動や情報発信を実施

現状と課題

- 第3次食育推進基本計画に掲げられた食文化の継承等の重点課題の解決に向けた取組を推進する必要。
- 食が多様化する中で、家庭の食生活を一過性ではなく、継続的に和食化し、和食文化を継承していくには、食習慣を形成・転換するキッカケのある時期の人々をターゲットにする必要。
- 和食文化をテーマとした地域ごとの食育活動の展開に向け、マニュアル作成等の環境整備が必要。

「和食」と地域食文化継承推進事業

「和食」継承事業(委託事業)

幼少期の子ども、育児ママ等、食習慣を変えることに抵抗の少ないライフステージにある者に対し、和食文化に慣れ親しむための普及活動を実施。
和食文化をテーマとした地域ごとの食育活動の展開に向け、マニュアル作成等の環境整備を実施。

幼少期 青年期 壮年期 老年期

【食生活形成期】

- ・幼児が味覚の形成期に和食に慣れ親しむことで和食好きとなる。
- ・学校給食で和食を提供することで和食を食べる食習慣が形成される。



【育児期】

子どもの健康への影響を考え、食習慣への関心が生まれる。



「和食」情報発信事業(委託事業)

メディア等と連携して和食文化の魅力等を効果的に発信して、保護・継承に向けた機運の醸成を図る。



他事業との連携

和食給食普及マニュアル(学校栄養士向け)
育児世代向け和食普及マニュアル(保健師向け)等の提供

【食料産業・6次産業化交付金のうち地域での食育の推進】

第3次食育推進基本計画に掲げられた目標のうち食文化の継承事業等、当省関連の目標達成に向け、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を支援。

・地域食文化の継承、和食給食の普及 など



和食文化の普及・継承、地域における食育の推進

・第3次食育推進基本計画の目標達成
・国産農林水産物の消費拡大

農山漁村振興交付金

【10,070(10,060)百万円】

(平成29年度補正予算 345百万円)

対策のポイント

農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した観光・福祉・教育等と連携した取組や農山漁村への定住等を促進し、農山漁村の振興を図ります。

<背景／課題>

- ・農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、地域コミュニティの活力低下が進み、地域経済が低迷する一方、都市部においては、農山漁村の価値が再認識されています。
- ・こうした中、都市と農山漁村を人々が行き交う社会を実現し、すべての住民が農山漁村で生き生きと暮らしていける環境を創り出すことが重要です。
- ・そのため、地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進します。

政策目標

- 平成32年度までに、都市と農山漁村の交流人口を1,450万人まで増加させる
- 平成37年度の農村部の人口が2,151万人を下回らないよう人口減を抑制する

<主な内容>

1. 農山漁村普及啓発対策

農山漁村のコミュニティ機能の向上と都市農業の振興を通じて都市と農山漁村の「交流」や「定住」を促進するため、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらう」機会の創出のための地域の活動計画づくりや都市農業の多様な機能の発揮に向けた取組などを支援します。

2. 農山漁村交流対策

増大するインバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流を促進するため、地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、農山漁村滞在型旅行（「農泊」）をビジネスとして実施できる体制を有した地域の創出、福祉農園等の整備による障害者の受入等の取組を支援します。

3. 農山漁村定住促進対策

農山漁村における定住の促進、所得の向上や雇用の増大を図るため、生産施設等の整備や山村の特色ある地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援します。

（事業実施主体：都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等）
（交付率：定額、1／2等）

お問い合わせ先：

1 に関すること

農村振興局農村計画課

(03-6744-2203)

2 に関すること

農村振興局都市農村交流課

(03-3502-5946)

3 に関すること

農村振興局地域整備課

(03-3501-0814)

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進。

普及啓発

農山漁村のコミュニティ機能の向上と都市農業の振興を通じて都市と農山漁村の「交流」や「定住」を促進するため、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらう」機会の創出のための地域の活動計画づくりや都市農業の多様な機能の発揮に向けた取組などを支援。

地域活性化対策

農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動を支援

事業実施主体：地域協議会等
実施期間：上限2年等
交付率：定額（上限500万円等）



活動計画づくり



庭先集出荷

都市農業機能発揮対策

農業体験や交流の場の提供など、都市農業の多様な機能を発揮する取組のほか、農地の周辺環境対策や災害時の避難地としての活用を支援

事業実施主体：地域協議会等
実施期間：上限2年等
交付率：定額（上限200万円等）



マルシェの開催

交流

増大するインバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流を促進するため、地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、農山漁村滞在型旅行（「農泊」）をビジネスとして実施できる体制を有した地域の創出、福祉農園等の整備による障害者の受入等の取組を支援。

農泊推進対策

「農泊」をビジネスとして実施できる体制の整備、観光コンテンツの磨き上げや宿泊施設の整備等を一体的に支援

事業実施主体：地域協議会等
実施期間：上限2年等
交付率：定額、1/2等



農作物収穫体験



古民家等の改修

農福連携対策

福祉農園等を整備する取組に加え、障害者の適性を踏まえた農業活動を行うための取組を支援

事業実施主体：地域協議会等
実施期間：上限1年等
交付率：定額、1/2



障害者による玉ねぎ収穫



高齢者のいきがい農園の整備

定住促進

農山漁村における定住の促進、所得の向上や雇用の増大を図るため、生産施設等の整備や山村の特色ある地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援。

山村活性化対策

山村の所得の向上や雇用の増大に向け、山菜や薪炭等の山村の特色ある地域資源等の潜在力を活用するため、地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援

事業実施主体：地域協議会等
実施期間：上限3年等
交付率：定額（上限1,000万円等）



地域産品の加工・商品化

農山漁村活性化整備対策

市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等の整備を支援

事業実施主体：都道府県、市町村等
実施期間：上限5年等
交付率：定額、1/2等



農産物直売施設



味噌加工施設

環境省
平成30年度食育関連予算関連資料

環境省